

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

下篇 匈奴の分裂と光武帝の南匈奴統御

内 田 吟 風

一

前號に於て、予は匈奴分裂前の後漢對匈奴の關係の概略を述べた。是は上篇の冒頭に於ても既に言つた如く、本論文の目的が單に後漢光武帝の南匈奴對策の實際を考察するだけでなく、更に其がとられるに至つた迄の狀態經過をも併せ考へようとするに在るからであつた。本篇に於て、光武帝の南匈奴統御を説くと共に、尙匈奴分裂の事情に對し出來得る限り詳細に觀察しようと思つたのも、亦同様の理由からに外ならない。

事實上篇に述べた如き後漢匈奴の關係——光武が擧兵以來間斷なく匈奴の妨害を受けた事情、國內の諸亂が漸く鎮定されつゝある間に北方州郡は續々と匈奴の爲に壞敗せられ行きし有様、辛くも國內を一統した頃には最早殆ど後漢は匈奴の重壓に堪へ兼ねんとして居た狀態を見ずしては、到底それに引き續いて起つた處の光武帝の南匈奴統御と云ふ事實を眞に了解することは出來ないであらう。

(勿論根本的に謂へば其は光武初期の國勢の問題をも顧みねばならぬ。然し今茲に其を論じようと

は思はない、又輕々しく説き去らる可き性質のものでもない。乍然、王莽末期以來支那本土を襲つた饑饉の激甚、流賊の猛惡、群雄攻争の慘毒を思合はすれば、假令其數字に多少の誇張はあつても、前漢書食貨志の「及莽末誅而天下戶口減半矣」、帝王世紀の「及王莽篡位續以更始赤眉之亂、至光武中興百姓虛耗十有二存」等が、決して事實を離れたものでないことは何人も承認する處であらう。

王莽末より光武の初期に掛けて、匈奴は最後の黄金時代を現出したのであつて、西は西域諸國一帯を服屬し、^②東は凶猛なる烏桓鮮卑の兩族を其號令下に置いたのである。^③かの數十萬の大軍を北邊に動員し、過去數世に亘つて蓄積せられた漢の府庫の財を出して、匈奴大征討を數次敢行せんとした王莽が遂に一寸の功をも得ず、却つて漢宣帝以來煙火の警を見ず人民熾盛牛馬布野と云ふ北州は一朝にして茫漠たる空野白骨累々の景を呈し、國論沸騰、州郡疲弊、農民流亡、流賊横行の端をひらき、新の滅亡の重大なる原因となつたことは餘りにも有名な事實である。^④

後漢時代に入つても匈奴の勢力は益々熾盛にして、爲に後漢は邊陲蕭條子遺無く鄣塞は破壊し亭隊は絶滅して、將に匈奴の重壓に堪へ兼ねんとした状態は既に上篇に於て詳説した通りである。

然るに此の匈奴黄金時代も、後漢を苦め續けた處の呼都而尸道臯若鞮單于輿が世を去らんとする頃に至つて、漸く終末を告げることゝなつた。其の第一の原因は實に、前に支那本土を襲つて漢族を殆ど窮地に陥れた饑旱が此頃に至つて匈奴の地方へと移動し、猛烈なる被害を與へたことである。即ち

後漢書南匈奴傳には

〔建武〕二十二年單于輿死、子左賢王烏達鞬侯立爲單于復死、弟左賢王蒲奴立爲單于……而匈奴中連年早蝗、赤地數千里、草木盡枯、人畜飢疫、死耗太半三分損二、爲太半、單于畏漢乘其敝、乃遣使詣漁陽求和親、於是

遣中郎將李茂報命

とあつて、文面には誇張の跡が無いではないが、兎に角其の疲弊は仲々劇しく、且つ匈奴後漢の關係が主客顛倒して、今や匈奴の方より和親を求めて來たことを知るのである。

更に匈奴に取つて痛手であつたことには、後漢書光武紀に

〔建武二十二年〕烏桓擊破匈奴、匈奴北徙、慕南地空

とか。又同烏桓傳に

二十二年匈奴國亂、烏桓乘弱擊破之、匈奴轉北徙數千里、漠南地空、帝乃以幣帛賂烏桓

と見える如く、從來殆ど己の號令下に置いて居たと云つてよい烏桓が、此の弊に弱じて離畔し却つて之が爲に擊破せられたのである。

従つて後漢の朝廷に於ても、この匈奴の衰弱に乗じて征討軍を出す可しとする議が盛んであつたらしく、袁宏後漢記には、朗陵侯臧官が光武帝に五千騎を得て匈奴を伐たんと願つたが、帝は笑つて

常勝之家難與慮敵、吾方自思之

と答へ、遂に師を出さなかつたと記されて居る。^⑤

勿論疲弊したと言つても匈奴が僅々五千騎の兵を以て撃滅せられる程にまで衰弱したとは到底考へられないのであつて、それは此の直後に起つた匈奴分裂の際の色々な事件の端々に認められる彼等の狀勢や、又其後の南匈奴の隆盛の有様等からも充分推知し得られる。又上掲烏桓傳や光武帝紀の文の「匈奴轉北徙數千里漠南地空」が、假令字義通行行はれたとしても、それは全く一時的現象であつたと思はれない。何故なれば既に二十六年には、當時最早後漢に降つて雲中に入居を許されて居た南單于が北匈奴（即本來の匈奴）に壓迫せられて、後漢も其を救援し得ず、南單于が更に南下して西河美稷に移住することを許した位であるからである。

又假に臧宮が匈奴征討を言つた際、實際匈奴が烏桓の爲に漠南から迫ひ拂はれて、漠北に逃れて居たのだとしても、それは決して征討の容易を物語るものではなく、寧ろ漢武帝の大遠征以上の遠征となる譯で、到底當時の後漢が遂行し得る處ではなかつたことを示すものに相違ない。

兎に角光武帝が遂に一兵をも出さず、平和的態度を持したのは確實で、前掲南匈奴傳記事にも見らるゝ如く、蒲奴單于の和親を求むるに對しては之を許し、中郎將李茂を遣して報命せしめる一方、匈奴から離畔した烏桓には幣帛を賂遣して己の味方とし、^⑦其後三年、建武二十五年遼西の烏桓大人郝且等九百二十二人が來朝するに當つては饗應歡迎を盛んにし珍寶を與へ、其大人中塞内に止まらん事を願つ

た渠帥八十一人を各々侯王君長に封じ、遼東屬國遼西北平漁陽廣陽上谷代郡雁門太原朔方の諸郡界に置いて、匈奴及び鮮卑に對する防禦偵察の任に當らしめたのである。これは斯様な扞禦の利を得ると共に、匈奴が再び此の族を併せる危険を無くする爲であつたと見る可きであらう。

尙、後漢書光武紀、建武二十二年の條には

詔罷諸邊郡亭候吏卒

とあつて、匈奴の衰弱に依つて此邊の危険の減じた後漢が其防備を緩くして、以て荒亂の餘を受けて疲弊して居た人民の負擔を輕うしたことが解る。

斯様にして、饑饉と其れに附隨して起つた烏桓の離畔反噬によつて其黄金時代を終へた匈奴が、更に徹底的に打撃を受け、塞北地方の王者たる地位を完全に失ふに至つたのは實に匈奴自身の内紛であつた。即ち蒲奴單于の登位を否定する一匈奴貴族右輿韃日逐王比なる者の自立従つて匈奴の二分が、從來の大匈奴帝國の國家的統一を完全に破壊し去つたからである。

下篇第一節 卷照

① 「續漢志(郡國志)補注所引」、尙後漢の人口減少の事に關しては國立中央大學「史學」創刊號奚祝慶氏「兩漢人口之比較」、國立中山大學語言歷史學研究所周刊一一九期曹松莖「戰國秦漢三國人口述略」等に略説せられてゐる。

② 後漢書西域傳(同總叙、莎車國傳)、資治通鑑卷四十三。

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

③ 後漢書烏桓傳(匈奴因誘其豪帥以爲吏云々の條)、同鮮卑傳(光武初匈奴強盛率鮮卑云々の條)、同南匈奴傳(日逐王部領南邊及烏桓云々の條)等參照。

④ 漢書匈奴傳(下)、同王莽傳(下)、同食貨志(上)等參照。試みに食貨志に見える一例を掲げる「莽遂興師發三十萬衆、欲同時十道並出一舉滅匈奴、募發天下囚徒丁男甲卒、轉委輸兵器自負海至江淮而北邊、使者馳傳、督趣、海內擾矣……邊兵二十餘萬人仰縣官衣食、用度不足、數橫賦斂、民愈貧困、常苦枯旱亡有平歲穀賈翔貴、末年盜賊群起……」。尙王莽の敗因が匈奴征討に存する處大であることは、趙翼二十二史劄記卷三王莽之敗にも極めて簡明に説かれてゐる。

⑤ 袁宏後漢紀卷八、(建武二十二年)是歲匈奴國中亂、諸將多言可擊、上以問朗陵侯臧宮、宮曰願得五千騎、足以立功、上笑曰常勝之家云々。

⑥ 後漢書光武紀には、「(建武二十二年)匈奴與驩日逐王比遣使詣漁陽、請和親、使中郎將李茂報命」と、和親を求めたのは日逐王比で李茂の報命も日逐王に對したもので、如くに記せられて居るが、之は當時南匈奴傳の如く蒲奴單于と改めねばならぬ。惠棟後漢書補注卷一にも「案此則李茂所報者、乃蒲奴、非比也、比内附在二十三年」とあり、資治通鑑も亦南匈奴傳に従ひ、且つ考異に於て「帝紀是歲匈奴日逐王比遣使詣漁陽、請和親、使茂報命、按明年又有比遣使、詣西河内附、然則茂所報者非比也、今從南匈奴傳」と説明してゐる。且つ比は此年單于の目を盗んで密に後漢に通款したのであつて、後漢から中郎將の報命を受ける等の公然たる所業は考へられない。」

尙、匈奴の使が來獻し、後漢が中郎將をして報命せしめた記事は、後漢書光武帝紀、袁宏後漢紀に二個所見える。共に匈奴の侵寇甚しかつた建武六年十四年のことである。然し匈奴から和親を求めて來たのは(後漢代では)此二十二年に始まる如くである。

⑦ 本文中前掲烏桓傳記事。資治通鑑、「以幣帛招降烏桓。」

⑧ 郡界名は三國志魏志烏桓傳所引「魏書」の文に據る。

⑨ 建武二十五年の烏桓大人の來降については同上魏書並に後漢書烏桓傳、同光武紀等に詳し。今茲には其等に據り匈奴に關係ある點の大略を述べるに止める。

二

匈奴右輿鞬日逐王比が、時の單于蒲奴を單于たる資格無しとし、己が呼韓邪單于嫡系の出たるを理由に自立して單于と爲り、茲に匈奴の南北二分の形勢を現出するに至つた事情は、勿論後漢書南匈奴傳が最も詳細に記述して居る處であつて、通鑑、通典等の記する處も皆之に據つたものに外ならない。即ち傳文には

南匈奴醜落戸逐鞬單于比者、烏珠留若鞬單于之子也。自呼韓邪後、諸子以次立、至比季父單于興時、以比爲右輿鞬日逐王、部領南邊及烏桓、……初單于（日興）弟右谷蠡王伊屠知牙師以次當左賢王、左賢王即是單于儲副、單于欲傳其子、遂殺知牙師、知牙師者王昭君之子也……比見知牙師被誅、出怨言曰以弟言之右谷蠡王次當立、以子云之我前單于長子、我當立、遂內懷猜懼庭會稽闕、……二十三年單于興死……（興子）蒲奴立爲單于、比不得立而既懷憤恨、……（比）遂所主南邊八郡衆四五萬人……（二十四年）款五原塞、願永爲蕃蔽、……（帝）許之……冬比自立爲呼韓邪單于

とある。簡單に云へば、呼韓邪單于歿後其諸子が順次單于に立つ定であつた處、興單于に至つて彼は己の子に位を傳へんと欲し、遂に正當の繼嗣者たる弟知牙師を誅殺した。其處で興の甥に當る比（時）遂に

王、後の南單于。烏珠留單于の長子）はこの誅殺を不當とし、「兄弟相續なれば知牙師、父子相續なれば前單于の長子である自分が立つ可きである」と云つた。然し二十二年輿が死ぬと輿の子蒲奴が立つた。そこで比は憤懣に堪へず遂に二十四年後漢に降り、自立して呼韓邪單于と爲つた、と云ふ譯である。

袁宏後漢紀卷八の記する所も大體之と同じで、唯蒲奴が滿奴となつてゐる相違のみである。

(古く M. De Guignes 氏の *Histoire des Huns* には、この知牙師の誅殺を以て蒲奴の所爲となつて居るが、是點全く別種の史料に據つた筈もないから、唯見誤りとして深く論ずる必要もないであらう。) 却説、輿單于が自身の子に國を傳へる爲には何故弟知牙師を殺す必要があつたか、言ひ換れば知牙師は何う云ふ譯で單于輿の儲次たる可きものであつたかと云ふに、それは上掲南匈奴傳の文に依つても知らるゝ如く、前漢宣帝の代に漢と和親した呼韓邪單于の歿後、匈奴に於ては單于位の兄弟相續が行はれて居たからであつた。

兄弟相續が行はれるに至つた事情は、漢書匈奴傳(下)に詳細に記されて居る。便宜上次に原文の儘引用する。

呼韓邪單于嬖左秩訾兄呼衍王女二人、長女顓渠闕氏^⑤生二子、長曰且莫車、次曰囊知牙斯、少女爲大闕氏、生四氏、長曰雕陶莫臯、次曰且麋胥、皆長於且莫車、少子咸、樂二人、皆少於囊知牙斯、又它闕氏子十餘人、顓渠闕氏貴、且莫車愛、呼韓邪病且死、欲立且莫車、其母顓渠闕氏曰匈奴亂十餘

年不絶如髮、頼蒙漢力故得復安、今平定未久人民創艾戰鬪、且莫車年少百姓未附、恐復危國、我與大闕氏一家共子、不如立雕陶莫臯、大闕氏曰且莫車雖少大臣共持國、今舍貴立賤、後世必亂、單于卒從顓渠闕氏計、立雕陶莫臯、約令傳國與弟、呼韓邪死、雕陶莫臯立、爲復株累若鞮單于。

斯様にして匈奴では以後單于位の兄弟相繼が實行せられて來たのであつた。尤もこの兩闕氏の辭讓は且莫車を中心としたものであるので、一見「約令傳國與弟」の弟は且莫車獨りを指すものゝ如くで、現に J. J. M. De Groot 教授なども其著 Die Hunnen der vorchristlichen Zeit. に於て左様に解釋してゐるが、然し其れでは雕陶莫臯から且麋胥それから且莫車、且莫車から囊知牙斯、咸と嚴格に年齢順の兄弟相繼が行はれて行つた事情を了解する事が出來ない。矢張りこの弟とあるのは獨り且莫車のみを指したものでなく、胡三省が資治通鑑註に於て

呼韓邪單于約其諸子以兄弟次相傳云々(通鑑卷四十四註)

と解釋して居る如く、廣く呼韓邪單于の諸子即ち雕陶莫臯の諸弟を指したものと見、呼韓邪以後嚴格に兄弟の年齢順相繼が行はれて來て遂に與單于に迄至つたのは、全く呼韓邪の遺命に依つたものと見るのが妥當な仕方と思はれるのである。

呼韓邪の諸子が實際に年齢順に繼承したこと、及び後説の比及び與、蒲奴、知牙師等の關係を示す爲に、漢書匈奴傳、後漢書南匈奴傳の記事に隨つて、其等諸子の名を圖示すると次の如くである。

顓渠闕氏

(III) 且莫車(3車牙若鞮單子)

烏夷當

比(日逐王後の南單子)蘇屠胡?

(IV) 囊知牙斯(4烏珠留若鞮單子)

烏鞮牙斯

漸將王某

王昭君(再嫁)

(I) 雕陶莫臯(1復株累若鞮單子)

須卜(伊墨)居次—奢
當于居次—醯橫王

大闕氏

(II) 且麋胥(2搜諧若鞮單子)

(V) 威 (5烏累若鞮單子)

(VI) 樂

王昭君 寧胡 闕氏

(VIII) 伊屠知牙師

他闕氏……十數子

第五闕氏

(VII) 輿 (6呼都而尸道臯若鞮單子)

7烏達鞮候(單子)

8蒲奴(單子)

表中羅馬數字は推測し得る範圍内の兄弟順位、亞拉比亞數字は實際行はれた單子登位の順を示すものである。尙大闕氏の第四子樂、王昭君第二子、囊知牙斯長子蘇屠胡に就ては⑦参照。

却説、以上の様な單于繼承の來歴を知る事に依つて、上掲傳文中の「初單于弟右谷蠡王伊屠知牙師以次當左賢王、左賢王卽是單于儲副」も「比出怨言曰以兄弟言之右谷蠡王次當立」の意味も、又單于與の知牙師誅殺の理由も一層完全に了解し得たものと思ふ。

處が更に肝腎な事である處の、何故特に日逐王比が單于の此の處置を怨み且つ己を以て次の單于たる可き者と主張したかと云ふ理由が、却つて稍々明瞭を缺くのである。然しそれは次の様な推察——其は決して根據の無い想像ではない——を加へる事に依つて略々明白に爲し得る如くである。

單于與が知牙師を誅殺したことは、取りも直さず知牙師が最早唯一人の弟、卽ち呼韓邪の末子（少くとも誅殺の時には。且實際に於ても彼は呼韓邪歿前年一二年の誕生である）であつた事を示して居るものである。何んとなれば、知牙師の下に、まだ弟が有るならば、知牙師一人を誅殺しても何等單于に取つて益がないからである。卽ち知牙師の死に依つて呼韓邪以後の單于位兄弟繼承は必然的に消滅したものと見なければならぬ。其處で問題が起つたのである、呼韓邪は諸子の順次繼承を遺命したが、其後の事、卽ち孫の代の事は規定して居ないのだ、だから單于與は斯く仕組めば當然自分の子に國を傳へ得ると考へたに不拘、前單于烏珠留の長子に當る日逐王比が文句を云ひ出したのである。其文句が

以兄弟言之右谷蠡王次當立、以子言之我單于長子我當立（南匈奴傳）。

である。胡三省は之を解釋して

比自謂若父子相傳、則烏珠留死、比當立爲單于、何待至輿而始傳其子也

と、過去の愚痴の如く觀てゐるのは皮相の解釋である、却つて之は知牙師と自分との權利を主張して居るものと見、「呼韓邪の約の如き兄弟相續ならば知牙師が立つ可きである（然し知牙師殺され兄弟相傳が自然消滅したる以上子、即ち呼韓邪の孫が立つことになる）、子の相續ならば余は前單于の長子であるから余が當然立つ可きである」と言つたものと解釋しなければならぬであらう。

唯前單于烏珠留の長子であるから立つ可きだと比が云つたのは、彼が呼韓邪最貴の闕氏顯渠の出である事を意味したのか、或は前單于等の子、即ち呼韓邪の孫たる者等の中の最年長者たる意味を表したのか、之は全く明かにし難い。然し後漢書南匈奴傳に見える建武二十八年に於ける司徒掾班彪の上奏には

今南單于攜衆向南款塞歸命、自以呼韓嫡長次第當立、而侵奪失職猜疑相背云々とあるから、或は其兩方を具備して居たのではないかとも思はれる。

却説、匈奴の勢力に徹底的の打撃を興へ、惹いては中國との關係に劃期的の變革を齎らした處の匈奴内部の分裂の原因、單于繼承の問題は以上に於て略々明かにし得たと思ふ。勿論史上興味あり且つ重要な問題である處の匈奴單于位繼承の慣習を全般的に明かにし得たのではないが、然し彼の蒲奴單于の登位が如何なる性質のものであり、又其に對する日逐王比即ち後の呼韓邪、南單于の位置は如何

なるものであつたか、と云ふ事に就ては大體明白ならしめ得たと思ふ。そうして其後、後漢に降つて南單于となつた比と所謂北單于たる蒲奴との間は勿論、其各々の子孫たる歴代南北兩單于が終始反目、嫉視、相攻争して止まず、後漢の利用する處となつた事情を考察するに當つても、此處に詳述した蒲奴單于登位に纏る紛争の真相は常に顧みられねばならないものと思ふ。

さて本筋に立戻つて次に日逐王比の自立、後漢への降附、即ち南匈奴の發生に到る迄の經過を具體的に、然し極簡單に述べる。

建武二十三年單于輿死し其子烏達鞬候立ちて復た死し弟蒲奴が立つて單于となつた。茲に至り日逐王比は完全に登位の望を失ひ、遂に漢人郭衡を後漢に遣し密に匈奴の地圖を献じ、更に翌二十三年には西河太守に使を派して款を通じた。前に單于輿の時代より派遣せられて比の許に在り、比の所部の衆を監領して居た兩骨都侯は之を覺知し、此年五月の龍祠に會して之を蒲奴單于に告げ、且つ速に誅伐すべき事を獻言した。比は單于輿の時代知牙師誅殺の時より以來、猜懼して一切庭會には出席しなかつたのであるから、恐らく此時も己の部落に止まつて居たと思はれる。

然し比は弟漸將王の通報に依つて、陰謀の發覺を知り、遂に所部の南邊八部四五萬の衆を斂めて、公然蒲奴單于に對立し、蒲奴も亦兵萬騎を遣して撃たんとしたが比の勢盛んなるを知つて遂に師を還したのである。

翌建武二十四年の春、比は所部八部大人に推されて單于と爲り、祖父呼韓邪單于が漢の宣帝の代、漢に依つて安き事を得た故事に因んで呼韓邪單于と號し、五原塞下（漢五原郡之榆柳塞、稱五原塞、今綏遠五原縣地）に款し、永く後漢の扞禦たらん事を乞うた。^⑩

後漢書耿國傳に據ると、此時光武帝は事を公卿に下して受否を議せしめた處、多く之を不可としたが、帝は遂に耿國の議に従つて比を立て、南單于と爲し、後漢の藩屏となし得たのである、即ち傳文には

及匈奴菓鞬日逐王比自立爲呼韓邪單于款塞稱藩、願扞禦北虜、事下公卿、議者皆以爲天下初定中國空虛、夷狄情僞難知、不可許。國獨曰臣以爲宜如孝宣故事受之、令東扞鮮卑北拒匈奴、牽勵四夷、完復邊郡、使塞下無晏開之警、萬世有安寧之策也。帝從其議、遂立比爲南單于、由是烏桓鮮卑保塞自守、北虜遠遁、中國少事

とある。袁宏後漢記の記する處は、少しく簡單ではあるが大體に於て又同様である。

事實、上篇に於て述べた如き後漢北邊の壞敗、危險狀態を考へ併はするならば、斯かる好機に於て南單于の來降を許して、有力な北邊の防禦者を作ると共に、一方彼等が再び合同して以前の如き大勢方に復し後漢に對する危險なる存在に立ち歸ることを防ぐのは、當然、否必要缺く可らざる急務であり、耿國の議が時宜に適し、光武が其に従つたのも當然であることは、容易に了解し得るのである。

而して光武帝、耿國の豫算が見事に適中して、南單于の降附が如何に後漢を、殆ど手の施し様の無かつた北方の外患から救つたかは、次節に於て述べる光武帝の南匈奴統御の實際からも充分知られ得ると思ふ。唯如何に南單于の内附が北單于をして後漢に對する態度を歸順的に改めしめたかは（然も當時尙後漢には積極的に南單于を利用して北匈奴を討つ丈けの能力が無かつたことも）次の二つの記事に依つても解る。

二十七年北單于遂遣使詣武威求和親、天子召公卿、廷議不決、皇太子言曰南單于新附、北虜懼於見伐、故傾耳而聽、爭欲歸義耳、今未能出兵而反交通北虜、臣恐南單于有二心、北虜降者且不復來矣……（南匈奴傳）。

二十八年北匈奴復使詣闕貢馬及裘、更乞和親……司徒掾班彪奏曰……今北匈奴見南單于來附、懼謀其國、故數乞和親……（臣見）歸親愈數爲懼愈多、然今既未獲助（南匈奴傳）南則亦宜絕北羈縻之儀禮……（同上）。

下篇第二節參照

① 錢大昭、後漢書辨疑、卷十一南匈奴傳、「當下應有爲字」。

② 漢元帝の代、呼韓邪單于へ降嫁した王昭君寧胡閼氏、呼韓邪單于との間に生れたのが此の知牙師である。漢書匈奴傳（下）、後漢書南匈奴傳參照。

③ 南匈奴傳を見るに、比が自立して呼韓邪單于に爲つた時、彼の下に八部大人が居たことが解る。恐らく此の八部は其の八部の誤であらう。資治通鑑も此の比の擧兵自立を記するに殆ど全然傳文を襲用して居るが、此の八部衆だけは聚八部兵と改めて居

る。』柳從辰曰郡當作部、即下八部大人所部也匈奴安得有郡耶、(集解校補に據る)

- ④ M. D. Guignes, Histoire Générale des Huns, des Turcs, des Mogols, et des Autres Tartares Occidentaux, Sc. Tom. I, Pt. I (Paris, 1756) p. 217, p. 218.

Dähner, J. C. の同上書翻譯 Allgemeine Geschichte der Hunnen und Turken, der Mogols und Anderer Occidentalischen Tartaren. 1771 S. 255, 266.

- ⑤ 漢書匈奴傳注、「師古曰閼氏匈奴皇后號也……」史記索隱、「閼氏舊音曷氏、匈奴皇后號也」

- ⑥ J. J. M. De Groot, Die Hunnen der Vorchristlichen Zeit (Berlin u. Leipzig 1921) 二四六頁、尙顛渠閼氏の説が用ひられたの爲、呼韓邪の死後として居るのは恐らく傳文「單于卒從顛渠閼氏計」の卒を死去の意味に誤解したからに過ぎないであらう。Asia Major Vol. I. 所載 E. von Zach 氏 の Einige Verbesserungen zu de Groot, die Hunnen der vorchristlichen Zeit に注意されてないから、爲念一寸記して置く。

- ⑦ A. 呼韓邪の諸子全部が順次登位すると雖、復株索即位後呼韓邪の子にして最後に單于と爲つた興の死せる迄約七十年間には、單于たるに及ばずして早逝せるものも多かつたに相違ない。(B) 大閼氏の第四子樂の如きも其一例であらう。彼は烏珠留單子の代左賢王となつた(兄咸は罪あつて右犁汗王上篇第四節)。然るに始建國三年新の益壽塞を荒せる後は終に史上に消息を絶つてゐる。漢書匈奴傳に烏珠留單子在時左賢王數死とあるから、樂は單于と爲らずして早逝したものであらう。(C) 王昭君が胡韓邪の閼氏として二子を生んだ事は後漢書南匈奴傳に記されて居る。(D) 烏珠留の長子は漢書匈奴傳では蘇屠胡、後漢書南匈奴傳では比である。即漢書には「烏累單于咸立、……烏珠留單于子蘇屠胡本爲左賢王……烏珠留單于在左賢王數死、以爲其號不祥、更易命左賢王曰護于、護于之尊最貴、次當爲單于、故烏珠留單于授其長子以爲護于、欲傳以國、咸怨烏珠留單于貶賤曰號不欲傳國、及立貶護于爲左屠者王」とある。(但し此文では蘇屠胡護于長子か否かは稍不明であるが、通鑑では「烏珠留單于子蘇屠胡、本爲左賢王、後更謂之護于」と記して蘇屠胡が長子たる事を示してゐる)。一方後漢書では「比者烏珠留單于之子也……(比)曰……我前單于長子」の文句がある。蘇屠胡と比は同一人であるか、或は蘇屠胡死して比が後に長子に爲つた

のか解決出来ない。若し蘇居胡と比とが同一人であつたとすれば、比が建武二十二年興單子の父子相續を極度に憤慨した一因は確に此の「護子事件」に存して居ると斷言し得やう。

⑧ 呼韓邪單子の歿年は建始二年、興單子の即位は天鳳五年であるから其間四十九年を、又興單子の歿年(建武二十二年)迄には實に七十七年を経過してゐる。だから假に知牙師が呼韓邪の末子でなくとも、兄弟中には早逝するものも必ずあつたらうから、誅死の折には、實際には呼韓邪の末子と同じ立場に在つた可能性は充分考へられる。而も知牙師は呼韓邪の死する直ぐ前年位の誕生である。母王昭君が呼韓邪に嫁したのが竟寧元年であるからである。

⑨ 資治通鑑卷四十四註、知牙師の「當立」と「我當立」とは共に現在又は未來の時稱と見る方が穩當と思ふ。但し7(D)に於て觸れ「護子事件」の主人公が比であることが證明せらるれば、胡註の解釋を是とせねばなるまい。

⑩ 参照。

⑪ 以上(烏達鞮侯即位以後)は總て後漢書南匈奴傳に據る。資治通鑑、通志四夷傳、冊府元龜外臣部降附、皆傳文に據つてゐるものである

三

匈奴の分裂、南匈奴發生の事情、並に光武帝が南單于歸附の請を容れ、又容れざるを得なかつた狀況等に就ては大體以上に依つて明かに爲し得たと思ふ。故に以下は其南匈奴を如何に光武帝が取り扱ひ、統禦し、羈縻して、北方政策の上に利用し得たかを少しく具體的に述べて見よう。

元來南單于比が後漢に投降したのが祖父呼韓邪單子の例に倣つたものであり、自ら呼韓邪の號をさへ襲用した程である爲、且後説する如く光武帝が彼に與へた禮遇も殆ど全く前の呼韓邪が宣帝から受

けたそれと同様であつた爲に、常に政治的關係迄も同一視され勝ちであるが、それは避けねばならぬ。其の根本的の差は、第一に前の呼韓邪は漢より其主權作用に全く制限を加へられなかつたに反し、南單于は其を受けた事、第二は前者は嘗て漢土中に居住しなかつたが後者は實質上に於て漢土内に移住せしめられた形態を取つた事の二點に存するのである。^①

是は一方光武帝以來の後漢と南匈奴との關係が寧ろ、彼の歐洲四世紀末期からの現象であるローマ帝國と foederati との關係に類似して居ることを物語るものである。殊に 381 A.D. Konstantinopel に於て西ゴート王 Athanarich と Theodosius 帝との間に結ばれた盟約により、翌 382 A.D. 其部族が下 Moesia 縣地方一帯に居住することになり、以後帝國の年金の供與を受ける代りに有力な國境防禦者となつた事は、以下説く處の光武帝南單于との協約、南匈奴の幽并地方占居、後漢の藩屏となつた等の事情と、(唯西ゴートが Athanarich の死後永く諸部分立の状態であつた事を除けば、殆ど驚く許りの相似を有して居るのである。更に此が後年の西ゴート王國建設となり、帝國の崩壞に導いた事と情、南匈奴の前趙建國と支那帝國(晉)の徹底的衰微と云ふ事情(上篇第一)とに於ける類似に至つては驚く外ない。

民族の文化發展の經過に於ても後漢の時代は東羅馬帝國の時代に相當するものと目されて居るが、更に兩者の對蠻關係と云ふ政治的事情の上にも、ヘス様な著しい相似が存して居るのは實に興味あるこ

と云はねばならぬであらう。

勿論匈奴族民が支那帝國に來降し、帝國領内に居住を許された事は決して此の後漢の南匈奴に始つたことではない。宣帝の代の呼韓邪は既に云つた如く其範疇に屬するものではないとしても、他の小たる匈奴部會の來降、帝國領土内、統治下の居住の例は漢代に於ても殆ど枚舉に違なき程である。文帝の代韓隴當、韓安等は匈奴相國を以て降りて侯に封せられ(漢書功區表)、景帝は匈奴の降酋徐盧等五人を悉く封じて列侯となし(同周亞夫傳)、又元狩二年匈奴渾邪王四萬の衆を率ゐて來降するに當り、武帝は車二萬乘を發して之を迎へ、五屬國を置いて居らしめ衣食を給與したこと(史記平準書漢書武帝記)、或は宣帝の時左伊秩王營衆千人を以て降り關内侯食邑三百戸に封せられ且つ匈奴の王としての印綬をも授けられたこと(漢書匈奴傳)等は其の一例に過ぎぬ。而して五屬國の位置に關しては數説あるも要するに北地上郡雲中其他の北邊地方に在つた事は確であり、且つ

典屬國掌蠻夷降者、武帝元狩三年昆邪王降、復增屬國、置都尉丞侯千人屬官九譯令、成帝河平元年省併大鴻臚(漢書百官表)

五鳳三年置西河北地屬國以處匈奴降者(漢書宣帝紀)

以來降之民、徒置五郡、各依本國之俗而屬於漢、故曰屬國(史記正義)。

とあり、又漢書功臣表に

杜侯復陸支以匈奴歸義因孰王從驃騎將軍擊左王、以少破多、捕虜三千一百、侯千三百戶

衆利侯伊即軒以匈奴歸義樓剽王從驃騎將軍擊左王手劍合、侯千一百戶

などとある事や上掲の諸例等を綜せ考へると（二百餘年の漢代であるから其間多少の變化はあるけれども）、大體に於て匈奴の降者は之を國境地方の一定區域内に居住せしめ、漢人地方官の監督下に或る程度の古俗を保ち、帝國の賜與を受けつゝ、帝國軍隊に兵員を供給したことが解かるのである。けれども要するに之等の投降は片々たる逃亡部族であり（上記渾邪王の衆の如きは四萬に上り十萬と號したけれども、又五屬國に分割せられた）決して其間に政治的の統一的中心勢力が存したのではなく、先づ完全に前漢政府の統治下に在つたことは疑ふ可くも無いのである。

處が南匈奴は、其の帝國領内に居住した點では、此等漢代の所謂屬國の降胡と同様であるが、其の統治關係に於ては、又大いに異なるのである。

では一體光武時代の後漢の南匈奴統御は何う云ふ様式のものであつたか、先づ其の帝國領土内占居の經過を述べ、次に其彼等内部の、並に後漢間との政治組織を観察する。

後漢書南匈奴傳に據れば、建武二十五年大いに北單于の軍を擊破し其帳下を襲つて衆萬餘馬七千匹牛羊萬頭を奪取した南單于の軍は、更に北部の輿鞬骨都侯、右骨都侯の衆三萬餘人の來降を受けた、茲に於て南單于は復た使を漢廷に派遣し珍寶を獻じ臣と稱し且つ侍子を遣す事並に漢使の來つて監護

せん事を乞うたのである。かくて翌二十六年遂に後漢の中郎將段彬、副校尉王郁の派遣となり、南單
子はその庭を五原西部塞を去る八十里の地點に立てることゝなつたが、彬等の反命するに及んで雲中
入居せしめられ、更に同年冬南單子の軍が北單子の軍に撃破せらるゝに當り遂に南下して西河郡美稷
縣に徙居せしめられたのであつた。

而して西河美稷に徙つたのは南單子の庭であつて、其衆は廣く雲中、五原、朔方、北地、定襄、雁
門、上谷、代等の諸郡に分布して居たものに相違なく、後漢書南匈奴傳には建武二十六年の條に

南單子既居西河、亦列置諸部王、助爲扞戍、使韓氏骨都侯屯北地、右賢王屯朔方、當于骨都侯屯五
原、呼衍骨都侯屯雲中、郎氏骨都侯屯定襄、左南將軍屯鴈門、栗籍骨都侯屯代郡、皆領部衆、爲郡
縣偵羅耳目

とあつて、諸部會が衆を率ゐて此等諸郡に占住した事を知るのである。之はテオドシウス帝の西ゴ
ト族移徙の際にも單に Donau 河と Hannus 山脈との間の地域に限られたものではなく、廣くトラキ
ヤ、小アジアの全地方に亘つたものであつたのと同様なのであつて、塞北の曠野に馳驅し狩獵牧畜の
生活^⑤を爲して居た匈奴數萬の衆は到底美稷一縣に收容し得るものではなかつたであらう。従つて諸會
は夫夫部衆を率ゐて上掲諸郡に分住したものであると思はれる。

而して之等雲中五原朔方北地代定襄雁門上谷其他の幽并二州に屬する諸郡が當時後漢の實際的には

放棄した地方である事は上篇第五節に於て既に述べた處であるが、於是再び後漢は之を恢復する事を得たのであつて、後漢書光武帝紀には建武二十六年に

於是雲中五原朔方北地定襄雁門上谷代八郡民歸本土、遣謁者分將施刑、補理城郭、發遣邊民在中國者、布還諸縣、皆賜以裝錢、轉輸給食

と、朝廷は前に匈奴の侵暴に際して内國に轉入せしめた是等諸郡の民を歸郷せしめるに努めた事を記して居る。斯様な幽并二州地方の恢復は決して南匈奴の占住後始めて氣附かれたものではなく、寧ろ此の邊地恢復、内土に對する緩衝地帯を作ることの希求こそ後漢をして南單于の來降受諾、幽并地方占着許可を斷行せしめた有力な要因であつたと見ねばならない。それは、最初日逐王比が自立して單于と爲り、始めて款塞稱藩、北虜を扞禦せんことを願つた時の事情が後漢書歌國傳に

及匈奴冀韃日逐王比自立爲呼韓邪單于、款塞稱藩扞禦北虜、事下公卿、議者皆以爲天下初定中國空虛夷狄情僞難知不可許、(耿)國獨曰臣以爲宜如孝宣故事受之、令東扞鮮卑北拒匈奴、率屬四夷、完復邊郡、使塞下無晏開之警、萬世有安審之策也、帝從其議

と記されてゐる事からも充分推知出来る。

尤もこの邊民歸郷は直ちに完了したものでなく、初めは仲々歸還しようとする者も無かつた如くで、後漢書光武帝紀所引東觀記にも此年即ち建武二十六年の事として

此時城郭丘墟掃地更爲、帝悔前徒之、草創苟合未有還人。

とある。然し翌二十七年には太尉趙壹の發案に依つて幽并二州回復の根本策も決定したらしく、袁宏後漢紀には

二十七年夏太僕趙壹爲太尉、是時南單于新稱藩……壹乃議復代郡朔方五原雲中定襄雁門郡

又、後漢書趙壹傳には

(二十七年)壹上復緣邊諸郡幽并二州、由是而定。

と記されて居る。

勿論此の緣邊諸郡の漢人充實は單に元來の邊民を歸還せしめることに許り頼つたものでないことは、後漢王符撰「潜夫論」の實邊の部に見える處の、光武帝が新に得た邊郡に對し、或は歲舉孝廉、或は拜爵の規則の上に破格の優遇を與へて、以て内郡人士が妻子を將ゐて邊郡に移住する事を勧めたと云ふ記事に依つても明である。次の明帝に至つては大々的に國中の囚徒及び其妻子を續々と移住せしめたのであつて、前に省并せられた是等北邊の州郡の刺史、太守等も直ちに復活したものに相違なく、事實以後是等州郡の刺史太守、或は其他の諸地方官吏が邊地行政に、蠻族侵入の防禦に、將た又南匈奴、降羌の鎮撫に對して、或時は駐屯將軍と協力し或時は獨力にて活躍した實例が後漢書其他の史籍上に再び頻繁として現れて來るのである。

要之、光武帝の南匈奴移徙は當時實際上放棄せられて居た處の幽并地方に行はれたものであつて、唯其移徙を好機に再び同地方に漢族人民を充實して完全に州郡として回復したものに外ならない。乍然、茲に注意しなければならぬ事は、如斯帝の同地方の回收は結局相對的に觀て「南匈奴の移徙は後漢帝國の州郡内への占居であつた」と云はねばならぬことである。事實已下考察すべき光武の南匈奴統治の實際に於ても、彼等が漢人の住し漢人官吏の支配する處の（勿論南匈奴が後漢官吏に支配されたのではない）此等州郡中の一定區劃中に占住してゐた（再）事に依つて極めて顯著な特異性と複雑性が持ち來らされて居たことを見逃がす譯にはゆかない。

下篇第三節參照

① 宣帝代の呼韓邪單于歸屬を一言で云へば、其は單なる後漢、匈奴（呼韓邪單于の率ゐる匈奴）の攻守同盟である。彼は南下して漢の光祿塞下に留居したが嘗て漢の領土内に移住したのではなく、却つて塞下の禽獸盡きて狩獵に困難を覺え且つ敵手郅支單于の仆るゝに至つては直ちに北歸して匈奴を統一し、以後歷代單于は欲すれば入朝し、欲せざれば入朝せずして却つて漢を脅かしたのである。又宣帝は韓昌張猛等の武官を遣し萬餘の兵を附して呼韓邪の許に置いたが、是も決して後漢の使匈奴中郎將（第四節）如き單于を牽制する實力が無く、單に接軍の意味しか持ち得なかつたのは、呼韓邪の北歸にも、又有名な諸水東山上の盟約の事情の上にも明かに現れて居ると思ふ（漢書匈奴傳參照）。

② Felix Dahn 氏は其著 *Die Politische Geschichte der Westgothen* (Könige der Germanen, V. Abt. に於て、*Atanaribi* をして單なる亡命團體の首領とせず、寧ろ *Erldigem* の後繼者、*rex Gothorum*、諸王の上の王上級裁判官、羅馬領内の西ゴート諸族の長と見る可きであらう事を説明してゐる。南單于が單なる亡名部酋でなく、呼韓邪の嫡長にして、後漢領内に住む全匈奴（初

めからの南匈奴も後の北匈奴降者も)を主宰して居たのと同一である。

- ③ Hartmut Piper, Der gesetzliche Lebenslauf der Völker Chinas und Japans (Die Gesetze der Völgerschichte, II, Abt., I. Teil)参照

- ④ Wilhelm von Giesebrecht, Geschichte der deutschen Kaiserzeit, I. Bd. S. 36

⑤ 南匈奴が耕作生活を爲してゐたか、狩獵生活牧畜生活を爲してゐたかは大きい問題で輕々に斷じ難い。然し大體彼等が牧畜を生活の主要部としてゐた事は明である。前漢代、呼韓邪單子が光祿塞下の鳥獸盡きた爲に北歸せんとした事實は、明に當時匈奴が狩獵を生活の主要部としてゐた證であるが、之は南匈奴南移前九十餘年の事であるから遽に是を以て南匈奴を律する譯には往かない。然し兎に角南匈奴が殆ど耕作を爲さず牧畜のみであつた事は南匈奴傳其他にも彼等の耕作に關する記事が皆無であり、其に反して牛馬羊の大規模牧養を示す記事が頻繁であるのからも充分推知出来る。尙明、和帝の頃北征反對の識者達等が常に其反對理由として匈奴等の耕作せず、爲に其地を得て益無きを以てし、羈縻すれば足ると言つた事(後漢書樂恢傳等参照)等も其を副證するものであらう。

⑥ 南單子比の美稷移住當初の人数は詳細でない。然し建武二十三年の起兵の時が衆四五萬であり、更に二十五年に北單子の衆一萬を合し、且つ同年北部骨都侯等の衆三萬の來歸を受けてゐる事情(尤も此の骨都侯等の三萬は翌年離脱した)から考へても、兎に角可成りの數に上つた事は疑ない。尙茲には直接關係ある事ではないが、其後南單子の抄降を受けて永元二年には領戸三萬三千、口二十三萬七千三百、勝兵五萬一百七十に達してゐるのである(後漢書南匈奴傳)。

四

後漢が南匈奴統治の諸機關を殆ど完全に整備したのは明帝の治世の中期のことであつて、光武帝の

治世中ではなかつた。乍然、南單于の政治的位置の確立と言ひ、又南匈奴諸部の軍務服役、土地占有様式の決定と言ひ統治の大綱は何れも矢張り光武帝が之が根本を作つたと謂はねばならぬ様である。勿論南單于の政治的地位に就いても、或は土地占有の様式にあつても共に其等を直接に明示する様な史料文獻が存在してゐる譯ではなく、唯専ら單于に對する禮遇とか個々の政治的事件よりして略其の大體を推知し得るに止るのである。

建武二十六年光武帝が、南單于の懇請を容れて、中郎將段彬、副校尉王郁を使として派遣し、南單于の庭を五原西部塞を去る八十里の地點に立てしめた事は既に前節に於ても述べた處であるが、此時後漢の南單于に對する態度は仲々高壓的なものであつた如く、後漢書南匈奴傳には段彬王郁等と南單于比との折衝に關して

單于乃延迎使者、使者曰單于當伏拜受詔、單于願望有頃、乃伏稱臣、拜訖、令譯曉使者曰、單于新立誠慙於左右、願使者衆中無屈折也、骨都侯等見皆泣下

と記されて居る。恐らく同單于は斯様な冷遇を受けるとは豫想して居なかつたに違ひない。と言ふのは、嘗て彼の祖父呼韓邪單于(南單于が後漢投降も此の祖父の故事に倣つたものであり、且自らも呼韓邪の號を襲用した事は既に繰返し述べた處である)が前漢に歸命した時は、天子宣帝は素晴らしい歡迎優待を行つたものであつて、今漢書匈奴傳の記事の一二を擧げて見ても

單于正月(甘露三年)朝天子于甘泉宮、漢寵以殊禮、位在諸侯王上、贊謁稱臣而不名

とか

上登長平、詔單于毋謁師古曰不令拜也

とある程である。更に其以前では、匈奴の大討伐を敢行した武帝でさへも匈奴の一部酋である渾邪王が部衆四萬を以て降つた時には、車二萬乘を發して之を迎へ莫大の賞賜を行ひ、史記平準書には

而胡降者皆衣食縣官、縣官不給、天子乃捐膳解乘輿駟、出御府禁藏、以贍之

とある程である。勿論南單于が投降に當つて是等の歴史的事實を一々回顧し、的確に把握してゐたかは疑はしいが、然し當時の匈奴が其南方に於ける對立者漢帝國と彼自身との關係や歴史に可成りに敏感であり、特に呼韓邪、郅支と前漢との交渉に至つては充分記憶せられて居た事は種々なる事例によりても明かで、上篇に於て述べた烏珠留若鞮單于が宣帝の後に非ざる王莽の單于濫立を憤慨したこと、或は呼都而尸道臯若鞮單于が更始の使中郎將歸德侯颯、大司馬護軍陳遵等に又光武帝の使歸德侯劉颯に對して、漢匈奴の關係を呼韓邪單于の以前以後に分つて論斷した事情なども其一證と見る事が出来るであらう。殊に宣帝が呼韓邪に與へた笄瑟空侯の類の如きも當時猶(南單于比來降前後)匈奴中に珍重せられ、又呼韓邪を極めて歡喜せしめた王昭君の降嫁は、其子孫の現存(本篇第二節匈奴系圖參照)に依つても匈奴族の明確に記憶する處のものであつたに相違なく、従つて祖父呼韓邪單于の故事に倣ひ、其號を襲つ

て後漢に降つた南單于が當然祖父の時の如き優待を豫期したであらうし意外にも上述の様な屈辱的な待遇を受けるに至つて失望し骨都侯等は遂に落涙するに至つたのも無理からぬ譯である。然又、彼が後に光武より優遇せられ、出來得る限り完全に政治的權力を保有せしめられたのも、斯かる矜持が有つたればこそとも考へられる。

何故光武帝が斯様な冷遇を與へたか、前に匈奴を離畔した烏桓大人等の厚遇と思ひ合せても、實に不思議で、容易に解釋し難いのであるが、然し之は恐らく匈奴の降者を歡迎しないと云ふのではなく、南單于の本體が光武帝等に未だ其程判然として居なかつて、猜疑的態度に居つたからではなからうかと思はれる。南單于の降附に對して、上述の如く耿國を除けば公卿等は總て

夷狄情僞難知、不可許(後漢書耿國傳)

の意見なのであるから、耿國の議を是とはし乍らも、尙光武帝が躊躇する處が有つたのも無理からぬ事である。だから使者の段彬王郁等が歸朝して、其の事情を反命するに及んで光武帝の態度は忽ち南單于に對して歡迎的に轉向し、以後單于をして屈折せしめる如き事を爲なさないと言明し、且南單于等をして直ちに雲中(漢文秦雲中郡之西南部置雲中郡治雲中縣、今綏遠托縣)に入居せしめたのである。^②

其秋南單于の子が入侍奉奏するに及んでは、單于への賜與、部衆への贍給は極めて厚く、前漢宣帝の呼韓邪單于に與へた夫れと全く同程度のものであつた、即ち後漢書南匈奴傳には

詔賜單于冠帶衣裳、黃金、璽、繒、緇、安車羽蓋、華藻、駕馴寶劍、弓箭、黑節、三駙馬、二黃金錦繡繪布、萬匹、絮、萬斤、樂器、鼓、車、棨、戟、甲、兵、飲食、什器、又轉河東米糶二萬五千斛、牛羊三萬六千頭、以贍給之。

とある。而して此の黃金璽繒緇は漢舊儀或は顏師古の漢書註に據れば諸侯王之制である。けれども注意しなければならぬのは南單于是決して侯王に封せられたものでない事である。之は前漢の呼韓單于も同様で、彼も黃金璽繒緇を賜り乍ら、實際は侯にも王にも封せられたのではない。これは、前漢時代に之等呼韓單于南單于よりも遙かに微少な匈奴部酋でさへ漢に降つて侯に封せられて居る諸例(前節引用漢書功臣表記事參照)や、又光武帝自身の世に於て矢張り南單于よりは遙かに微弱なる可き烏桓鮮卑の大人部酋達が王や侯に封せられて居るのから考へても、南單于が王侯以上の存在である事を示すものである。事實漢書匈奴傳には呼韓邪の待遇を以て

位在諸侯王上

と明記されて居るが、南單于も全く之と同様と見てよいであらう。後漢書南匈奴傳論に
制衣裳備文物加璽緇之綬、正單于之名
とあるのは、極めて好く真相を言ひ現して居るものである。

要之、南單于是璽綬を受けて諸侯王之如き禮遇を受けるけれども、決して侯王として後漢皇帝に隸屬するものでない事に注意しなければならぬのである。

南匈奴を支配する者は南單于であつて、後漢の皇帝でもなければ、又皇帝が任命した官吏でもなかつた。光武帝は唯若干の軍隊を率ゐる武官を派遣して南單于の行動を監視するに止まつた。(尤も後漢・南匈奴兩者の勢力消長に據つて、後漢官吏が單于の政治を干渉すると云ふ如き事態も稀にはあつたが、然し後漢官吏が直接其内政に干與する如き事は斷じて無かつたのである。南匈奴の漢人官吏支配は魏以後のことである。)

繰返して謂ふなれば、南單于は其族人に對して完全なる支配者であり、從來の匈奴單于の權威を把持するものであり、南匈奴の内政には一人の後漢官吏の介在をも許さなかつたものである。

南匈奴の内政組織は後漢書南匈奴傳に詳細且つ明確に記されて居る、即ち

匈奴俗歲有三龍祠、常以正月五月九月戊日祭天神、南單于既内附兼祠漢帝、因會諸部議國事、走馬及駱駝爲樂、其大臣貴者左賢王左谷蠡王次右賢王石谷蠡王、謂之四角、次左右日逐王次右溫禺鞞王次左右斬將王是爲六角、皆單于子弟次當爲單于者也、界姓大臣左右骨都侯次左右尸逐骨都侯、其余日逐且渠當戶諸官號各以權力優劣部衆多少爲高下次第焉、單于姓虛連鞮、異姓有呼衍氏須卜氏上林氏蘭氏四姓、爲國中名族、常與單于婚姻、呼衍氏爲左、蘭氏須卜氏爲右、主斷獄聽訟、當決輕重、口白單于、無文書箒領焉

とあつて、一見直ちに漢書匈奴傳の傳ふる處のもの即ち從來の完全なる獨立國家としての匈奴の政治

即ち組織と全く異なる處が無いのに氣附くであらう。

司法は單于の監督下に須卜以下異姓名族が之を掌り、國家の大事は左賢王以下王或は侯と稱せられる者(之等)が總て部衆を擁する部酋であり、従つて南匈奴が一種の封建的國家であつた事を注意せねばならぬ)と單于の大議會を以て決せられたのである。

では一體後漢は南匈奴を如何なる方面より統御し、所謂羈縻の實を擧げ得たのであらうか、これは後漢の對南匈奴機關の機構を観察することに依つて略々明かならしめ得ると思ふ。

建武二十六年秋南單于が始て遣子入侍奉奏するに當り、帝は單于に冠帶璽綬其他の賜與並に其族人への贍給極めて厚かつた事は上述の通りであるが、此時帝は始て「使匈奴中郎將」を置き安集掾史及び武裝せる弛刑五千人を率ゐて單于庭に至らしめて監視の任に當らせた、即ち後漢書南匈奴傳に

令中郎將置安集掾史、將弛刑五千人持兵弩、隨單于所處、參辭訟察動靜

とある。尤もこれには單に中郎將とあつて使匈奴中郎將とは記せられては居ないが、之が使匈奴の三字が省かれたものである事は同光武帝紀に

(建武二十六年)遣中郎將段彬授南單于璽綬令入居雲中、始置使匈奴中郎將、將兵衛護之(單南單于)

中郎將段彬也、漢官儀曰使匈奴中郎將屯西河美稜縣也

とあるに依つても明である。

而して始めて此の使匈奴中郎將と爲つたものが、此後書漢註の言ふ如く、前に南單于の許に使した中郎將段彬であることは、後漢書光武紀、同南匈奴傳に見える前後の事情よりして疑ひないが、然し同註が更に漢官儀の文を此處に引いて

匈奴中郎將屯西河美稷縣也

と西河美稷

(放城在今綏遠境內蒙
古鄂爾多斯左翼前旗)

に屯したと云ふのは稍々失當と見ねばならぬ。

「隨單于所處」と云ふ以上、段彬は先づ最初は雲中の單于庭に赴いた事は確實である。

資治通鑑考異に

帝紀今年春使段彬賜璽綬、置使匈奴中郎將、據匈奴傳、賜璽綬在秋、其置中郎將亦未知決在何時、

或者今春置之、至是更爲之約束制度耳

とある如く、使匈奴中郎將が創置せられたのが、二十六年の春か秋か決定し難いにしても、兎に角秋には未だ單于是雲中に居たのであるから、使匈奴中郎將段彬も亦従つて雲中に居つたのは動かし得ない事實であらう。

使匈奴中郎將が西河美稷に駐屯する事に爲つたのは其冬に始まるのであつて、後漢書南匈奴傳には冬前畔五骨都侯子復將其衆三千人歸南部、北單于使騎追擊悉獲其衆、南單于遣兵拒之、逆戰不利、於是復詔單于徙居西河美稷、因使中郎將及副校歸王郁留西河擁護、爲設官府從事掾史、令西河長史

歲將騎二千弛刑五百人、助中郎將、衛護單于、冬屯夏罷、後人爲常

と詳しく其事情が記されて居る。

却説、斯様にして創置せられた使匈奴中郎將は、光武帝の一代は勿論、度遼將軍其他の南匈奴衛護監視の諸官が増置された明帝以後に於ても、最も重要な南匈奴統御機關として存在したのであつて、晉に後漢一代を通じてのみでなく、更に魏、晉、北魏に於ても引續き匈奴統治上必要なる官として存置されたものである。^⑥

光武帝以後の時代に於て、對南匈奴機關として、或は五原曼柏縣漢置、後漢因之、故城在今綏遠境內蒙古烏喇特旗黃河北に度遼營を設け度遼將軍を、且つ黎陽營及虎牙營士を率ゐた諸校尉を屯せしめ、^⑦單于庭の存する美稷縣には使匈奴中郎將の外に騎都尉、及び北軍五營並びに羽林の軍を率ゐた將軍長史を、^⑧漁陽には漁陽營を置く等々の事が行はれたが、是等は寧ろ南匈奴の所在要所々々に屯營して叛亂逃亡の發生を防止し、併せて北匈奴其他蠻族の侵入を防ぐ目的を有したものであつて、南單于を牽制し南匈奴統御の中樞を爲すものは、矢張り使匈奴中郎將であつた事は種々なる事象から見ても疑ふ可らざる處である。^⑨

後漢書百官志を見るに

使匈奴中郎將一人、比二千石、本注曰主護南單于、置從事二人、有事隨事增之、掾隨事爲員、護羌烏桓校尉所置亦然

とあつて、是が南單于監視衛護の目的を以て置かれたことは明白であるが、更に具體的に其任務を擧げるならば、既に數回掲げた處であるが南匈奴傳中、始めて使匈奴中郎將の設置を記する條に

隨單于所處、參辭訟、察動靜、單于歲盡輒遣奉奏、送侍子入朝、中郎將從事一人將領詣闕、漢遣謁者送前侍子、還單于庭、交會道路

とあるに據りて、知らるゝ如く、常に單于の居處に在りて、辭訟に與り、動靜を察し且つ單于の薨じ新單于の立つに當つては從事をして新侍子の入朝を行はしめたのである。

常に單于の所に在るのであるから、使匈奴中郎將が初には雲中、後には美稷に駐したことは前に述べた。で之を光武帝時代の事ではないが、南單于が其族の大軍を發して北匈奴の討伐に上つた際等に於ても常に使匈奴中郎將の同道を見たのであつて、同じ南匈奴の出勤でも南單于の親率しない時は使匈奴中郎將も亦留つて出でず、部下の從事を派遣して軍を監せしめたのである。

辭訟に參すると云ふのは、果して如何なる程度のものか判然しないし、又中郎將が南匈奴の裁判事務に干與した如き實例も見出し得ない。南匈奴内の司法が南單于の監督下に其異姓名族の掌つたものであつた事は上記の通りで、之はローマ帝國の *foederati* であつたトラキヤ或はドナウ沿岸地方のゲルマニ諸族が多く彼等自身の法律、判官を有したのと同じである。南匈奴其他の北方蠻族に對して、後漢よりは遙に壓迫的政策を擇び、且始ど完全に其等を統治下に置いた魏に於てさへ、其等族民の習

俗を尊重して犯人を死刑に處するには先づ部帥に了解を得た位であるから、此の使匈奴中郎將の「參辭訟」も恐らく實際的に南匈奴内部の裁判に干與したことを意味するものでなく、單に其を監視し又は族民と州民との紛争に關するもののみ參與したと解す可きであらう。

次に動靜を察するとは、言ふ迄も無く南單于の行動を監視して、後漢に對して反逆の行爲あらしめざることを指すに相違ないが、特に南單于の北歸及び烏桓鮮卑等の諸族長との交通を防禦するのが重要な任務であつた事は光武帝以後の多くの事例から推測し得るが、更に、族民と北匈奴の交通妨壓の特別任務を持つた度遼將軍其他の駐屯將軍が未だ各所に配置せられるに至らなかつた光武時代には當に南單于の動靜を注目するのみでなく廣く幽并地方に散在する南匈奴諸部の北遁、北單于との通謀にまで目を配らなければならなかつたと思はれる。而も是はなほ未だ北匈奴が後漢に對して充分脅威に價する存在として儼存して居た光武帝時代に於ては實に最重要の任務の一であつたに相違ないが、北匈奴の殆衰微し切つた光武帝以後と雖も常に、例へば

南單于久居漠地、具知形勢、萬分离析旋爲邊害(後漢書鄒衆傳、北單于に遣使するを諫むる疏の一部、袁宏紀卷十所記略同)

今若聽南虜還都北庭則不得不禁制鮮卑(後漢書宗意傳、南單于の北徙を許さざるを請ふ疏の一部)

今南單于還塞外、所謂虎出于檻也……(袁宏後漢紀卷十 二同上疏の一部)

の如き意見が後漢當局者を支配して居たから、斯様の使匈奴中郎將の任務は輕視された譯でなく、寧

ろ光武時代には置かれて居なかつた度遼將軍等とも協力して嚴に逃亡を禁じたのである。⁽¹²⁾」

却説、次に新單于登位に當つて使匈奴中郎將が其従事をして、侍子入朝を將領せしめた事は傳文所記の通りと思はれ、北堂書鈔所引の應劭漢官儀の文にも其事を記して居る。尤も漢官儀の方は脱落の爲か稍々曖昧の點がある。尙この使匈奴中郎將下の従事は前掲百官志の文にも記されて居り通り、普通二人を置かれ、隨事隨時増置されたもので、現に後漢書南匈奴傳には

（永元二年）故、従事、中郎將置従事二人、耿譚以新降者多、上増従事十二人、と記されて居る。光武帝時代には増置を必要とする事件も認められず、又増置されたことを示す様な史料も無いから、先づ矢張り常置の従事二人のみであつたと見る可きであらう。

尙、單于薨じ新單于登位に當つて、使匈奴中郎將は、斯様な侍子入朝の事を掌る外、尙特に兵を將ゐて弔祭したもので、是は光武帝時代から引續き實行されたのである。

〔建武三十一年〕單于比立九年薨、中郎將段郴將兵赴弔祭以酒米分兵、衛護之、比弟左賢王莫立、帝遣使者齋輿書鎮慰、拜授輿綏……其後單于薨、弔祭慰賜以此爲常、（南匈奴傳）

將兵とか衛護とかの文字から推しても之が弔祭の外に、斯様な混雜時の非常を警戒した事は明である。後漢と南匈奴との間が至極穩かに、又北匈奴とも格別の紛争を起さなかつた光武帝の一代では創置の使匈奴中郎將の任務も以上の二三に過ぎず、是以外別に活躍の跡を見る譯には往かぬ。後漢書張奐

傳に

拜免爲護匈奴中郎將以九卿秩、督幽、并、涼、三州及度遼、烏桓二營、兼察刺史二千石能否、風俗通、卷四に

(皇甫)規後爲中郎將、督并涼益三州

とある如く使匈奴中郎將が營に従事、掾史、弛刑等を率ゐて南單于を監視するに止まらず、却つて南匈奴衛護の諸營、同地方行政官の上に立ち、之を總括すると云ふ立場になり(尤も張奐等は殊に重用されたもので、之を以て直ちに使匈奴中郎將の常態と云ふのではない、且又度遼將軍と使匈奴中郎將の高下が反對になつた事もあるけれども、兎に角兩者の中の一が南匈奴統御、北州治安の中樞となつた事は否めない)、又南單于と共に大軍を率ゐて北匈奴を討伐するやうな、或又南單于の内政不行届を以て擅に使匈奴中郎將が南單于を自殺せしめると云ふ如き興味ある事象は何れも光武以後の事に屬するから、今茲では論及しない。

唯北匈奴其他の蠻族に對する後漢と南匈奴との軍事的協力は、光武の平和政策によつて其等蠻族との交戦が極力回避された爲め、光武帝時代には顯然事實の上に現れると言ふ事もなかつたから、従つて又使匈奴中郎將が斯様な事件に活躍した事も光武時代には認められないのも當然である。又建武二十八年北匈奴が後漢に和を請うた際、光武帝は司徒掾班彪の議に據つて和を許す如く又許さざる如き

至極曖昧の返答を與へた、而して其時の班彪の上奏には

然今既未獲助南、則亦不宜絕北、羈縻之儀禮無不答(南匈奴傳)

の語句が見える。之は當時後漢の識者達が未々南匈奴の軍事的援助と云ふ物を信賴して居なかつた證據とは爲るが、然し是を以て直ちに後漢が南匈奴の武力援助を要求期待して居なかつたと速斷する事は出來ない。否却つて非常なる關心を有したであらう事をさへ此の語句の奥より掬み得られるのではなからうか。

簡單に言ふなれば、北單于の攻撃を懼れて後漢に歸屬を申出で、光武帝が是亦北邊州郡の恢復、北蠻扞禦を豫期して其歸屬を歡迎した事こそ、實に兩者の軍事的協力の豫期であり、其第一歩であらねばならぬ。唯戦争が行はれなかつた爲に、光武帝時代には後漢南匈奴兩者の軍事的協力が如實に現れなかつたまでである。繰返し云ふなれば、武力的に互に相助け合はんとする精神こそ此の兩者を結び合した最大の因子である事に注意しなければならぬ。

却説、斯様にして使匈奴中郎將は主として南匈奴の國家活動の上に於て外交々通方面に干渉を加ふるのみにして、南匈奴の内治は依然南單于の行ふ處であり、其間一人の後漢官吏の介在をも認められないのであるが、更に注目し値する事は、南單于の統治が雷に最初より南單于比に率ゐられて後漢に降つた匈奴南部八部の衆に止まらず、其後北匈奴より來降する者は總て南單于の治下に入るることにな

つた事である。勿論是は後漢政府の喜ばない處であつたが、南單于の意を畏れて敢て禁止變更する處置に出でなかつた事は、章和元年北匈奴の衆二十萬の多數が一時に來歸するに當つても、朝議多く南單于の治外遼東地方に置かんと欲し乍ら、遂には南單于の怒を畏れて矢張り南單于の治下に置く外なかつた一事からでも明であらう。南匈奴が降黨を吸收して強盛に赴いた次第は、後漢書南匈奴傳中永元二年の記事

是時南部連剋、獲、納、降、黨、衆最盛領戶三萬四千、口二十三萬七千三百、勝兵五萬一百七十に於ても其一斑は示されて居ると思ふ。

而して是等南單于治下の南匈奴諸部が左賢王以下の封建的部會に統帥されて幽并各地に牧畜を營むに足る可き廣大なる土地を占有したのは當然である。幽并地方が南匈奴定着と共に後漢州民の歸還、領土的恢復が行はれた事は既述の如くであるが、是は決して漢民と南匈奴族民との雜居、所謂華夷雜錯を意味するものではない。胡人漢人との交通は光武帝始め歷代皇帝の非常に嫌厭し回避した處であつて、南匈奴は一定區域内に、謂はば其領土内は、完全に其固有の政治組織、封建制度を繼續し得たのである。南單于比が建武二十六年西河美稷縣に單于庭を移すや直ちに右賢王以下七人の部會に命じて各々其部衆を擧げて朔方五原北地雲中定襄雁門代等の諸郡に移住せしめたこと、南匈奴傳論に、光武の南匈奴移徙を記して、「乃詔有司開北鄙、擇肥美之地、量水草、以處之」とあること、或は又牧畜

の性質上其土地が廣大を要したであらうこと等は前に第三節に述べた處であるから、今茲には繰返さない。因に、南單于の顧問とでも云ふ可き漢人の名を一二認められはするけれども、是は決して一般的に華夷雜錯を證明するものとは思へない。^⑩

勿論南匈奴から後漢が租税を徴する等の事が無かつた事は以上の如き政治關係を考へれば容易に推知し得るが、尙晉書北狄匈奴傳には後漢代以來南匈奴が「不輸貢賦」であつたと明記されてゐるのである。

要之、光武帝は南單于をして幽并地方に匈奴從來の慣習生活を完全に保有する獨立の、然し居所及外交交渉に於ては後漢より制限を受ける點に於て半主權の、一種の封建、部族的の一王國を建設せしめ、南單于は王侯の禮遇を受けて帝に對しては臣と稱するも、決して後漢の諸侯でも官吏でも無く、其族民に對しては完全な支配者であり、古來の匈奴單于の權威を保持したのである。

尙一言附加して置かねばならぬ事は、殆ど支那歷代の帝國が北方蠻族と平和を保つ爲には不可缺のものであつた年々の賜與のことであるが、光武帝も亦南匈奴に對して年々一定額の賜與を行つたことは、後漢書南匈奴傳、南單于雲中入居の條に

賜綵繒千匹錦四端金十斤太官御食醬及橙橘龍眼荔枝、賜單于母及諸闕氏單于子及左右賢王左右谷蠡王骨都侯有功善者繒綵合萬匹、歲以爲常。

とあるによつて明である。而も其が和帝の頃には

且漢故事供給南單于費、直歲一億九千餘萬、西域歲七千四百八十萬、今北庭彌遠、其費過倍、是乃

空盡天下、而非建築之要也(袁安、諫立北單于封事、後漢書袁安傳)

と云ふ記事から見ても、既に可成りの負擔に成つた事を知るのである。

以上章を重ねて述べた所によつて、後漢光武帝の南匈奴統御政策、並に其れがとらるゝに至つた迄の經過狀勢は大體明かになし得たと思ふ。たゞ光武帝の南匈奴統御に關しては、専ら其政治的機構の考察に止まり、兩者の接觸に伴ふ文化的交渉、生活様式の變遷等の方面に迄論及しなかつたのは、紙幅の關係上之を割愛したまでである。

尙、羽田教授には極めて御多忙の時間を割いて本稿の御校閲に當てられ、種々御教示御注意下された。謹記して深き感謝の意を表する次第である。
(完)

下篇第四節參照

① 後漢書南匈奴傳に據れば、建武二十八年北匈奴は後漢に和親を乞ひ並に音樂を請うた、而して此音樂云々は宣帝が呼韓邪に賜ひし空侯孚悉皆敗の爲であることは同傳に記されし班彪の論により明である。「皆敗」と云ふ以上樂器其物は既に無くなつてゐたかも知れぬが、兎に角當時尙匈奴に斯様な呼韓邪の賜品が重要視されてゐたことが解る。

② 段郴反命、南單于入居の事南匈奴傳參照。

③ 後漢書烏桓傳、(建武)二十五年遼西烏桓大人郝且等九百二十二人率衆向化、詣闕朝貢、……於是封其渠師爲侯王君長者八
後漢光武帝の對南匈奴策に就て
第十八卷 第一號 一三七

十一人、皆居塞内、

後漢書鮮卑傳、(建武)三十年鮮卑大人於仇責滿頭等率種人詣闕朝賀慕義内屬、帝封於仇責爲王、滿頭爲侯。

④ 例へば永元年間、單于安國と左賢王師子との不和を使匈奴中郎將杜崇が更に激發せしめた事件、永和中中南匈奴左部句龍王吾斯車紐等背畔せるを以て、使匈奴中郎將陳龜は單于休利を賣めて自殺せしめた事件(南匈奴傳參照)等は極めて特殊例である。

⑤ 魏曹操の對南匈奴策は後漢に比し遙に高壓的であつた。今其を詳説するに餘裕はないから次の三史料を掲げるに止めらる。

三國志所引魏書卷卅、建安中呼虜泉南單于入朝、遂留内侍、使右賢王撫其國、而匈奴折節過於漢舊、

資治通鑑(建安廿一年)秋七月南單于呼虜泉入朝于魏、魏王操困留之於鄴、使右賢王去卑監其國、……分其衆爲五部、各立其貴人爲帥、選漢人爲司馬以監督之

同上、曹操使陳郡梁習以別部司馬領并州刺史、時荒亂之餘、胡狄雄張、吏民亡叛、入其部落、南匈奴部落 皆在并州界 兵家擁衆、各爲寇

害、習到官……稍移其家、前後送鄴、凡數萬口、其不從命者興兵致討、斬首千數、降附者萬計、單于恭順名王稽顙名王即匈奴 諸部王也

服事供職、同於編戶編聯次也編于 民籍故曰編戶

尙、同崎丈夫教授「魏晉南北朝通史」二三九—四〇頁にも「三國に至りて魏の曹操が匈奴を五部に分け、各山西の内地に於て其居住地を指定し、之が帥を選びて各部を統屬せしめ、且漢人の司馬を置き之を外部から監督せしめること、した。こゝに至

つて匈奴は全く漢族に隸屬した貌であり、たとへ單于の稱號は仍然用ひらるゝとしても、そは漢族の認可の下に匈奴十九種の部族中の最有力な部族の酋長に與へられたものと解するを至當と思ふ」と説かれてある。

⑥ 使匈奴中郎將が無くなつたのは、後魏で、北魏書官氏志に「天興四年七月罷匈奴中郎將官、令諸部護軍皆屬大將軍府」とあるのが其れである。

⑦ 明帝紀、(永平八年)初置度遼將軍屯五原曼柏。南匈奴傳、(永平八年鄭衆)乃上言宜更置大將、以防二虜交通、由是始置度遼營、以中郎將吳棠行度遼將軍事、副校尉秦苗左校尉閻章右校尉張國將黎陽虎牙營士、屯五原曼柏。及耿國傳參照

⑧ 南匈奴傳、(永平八年)又遣騎都尉秦彭、將兵屯美稜、馬嚴傳、後拜將軍長史、將北軍五校羽林禁兵三千人、屯西河美稜、衛護南單于、聽置司馬從事。

⑨ 時には度遼將軍が使匈奴中郎將の上に立つて、南匈奴統御の中樞となつた事を示す事例もあつたけれども、其は極めて稀である。又使匈奴中郎將と度遼、黎陽、虎牙等の諸營との關係に就ても、總て光武以後に屬すれば今は論及を避ける。

⑩ F. Dahn, Die politische Geschichte der Westgothen. (Die Könige der Germanen. V.) S. 22.

⑪ 三國志徐邈傳

⑫ 後漢書鄧粲傳、袁宏後漢紀所載鄧粲諫遣使報單于疏。後漢書宗憲傳請不許南單于北徙疏、後漢紀卷十二、同上。

⑬ 帝紀護作使、

⑭ 後漢書南匈奴傳、同章帝紀其他

⑮ 袁安傳 袁安北單于を立つるを諫むる上疏。

⑯ 萬氏戸逐侯鞬單于の時(後漢安帝の代)漢民男女萬餘が南匈奴中に居た事がある。然し是は南匈奴の爲州民が鈔掠せられ、又は羌から轉賣せられて奴隸とされて居たものである。之は勿論雜居でない。否寧ろ兩者の對立的隔絶的とも云ふ可き状態を想はしめる。